

令和 7 年度佐賀県知的財産条例に係る広報啓発業務委託仕様書

1 業務名

令和 7 年度佐賀県知的財産条例に係る広報啓発業務

2 目的

佐賀県では令和 4 年 6 月に「佐賀県知的財産を大切にし、みんなで守り、育て、新たに生み出す条例」を制定した。佐賀の未来を担う貴重な知的財産を、県民みんなで守り、育てる気運をさらに高め、そして佐賀ならではの強みを生かした新たな知的財産を生み出す好循環が佐賀の地に深く根を張ることを目指し、知的財産制度を広く県民に周知することを目的とする。

3 業務期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 27 日（金）まで

4 業務内容

委託業務の内容は、以下（１）、（２）及び（３）とする。なお、（１）及び（２）については、以下の留意事項を踏まえたうえで業務を遂行すること。

【留意事項】

原稿データの制作にあたっては、令和 6 年度に県が発注した「佐賀県知的財産の尊重に係る広報啓発業務委託」の成果物（アウトライン化していない ai データ、PDF データ）を提供するため、適宜素材等を活用して今回の原稿データを作成すること。

なお、完成した原稿データは県庁ホームページ等の他の媒体にも掲載できるように取材対象者の承諾をとったうえで、権利関係の処理を行い、県にアウトライン化した PDF データ及びアウトライン化していない ai データ、PDF データを納品すること。

（１）佐賀県知的財産条例の広報啓発に係る新聞広告

佐賀県知的財産条例や知的財産に関する注意点を県民へ周知啓発する広告原稿を制作し、以下のとおり新聞紙面に掲載すること。

掲 載 媒 体：佐賀新聞、西日本新聞佐賀版、読売新聞佐賀版

掲載サイズ：全 5 段カラー ※各紙に応じてサイズ調整すること。

掲 載 回 数：1 回

掲 載 時 期：令和 8 年 1 月中旬頃

修 正 箇 所：無し（参考：別添資料①）

(2) 知的財産の活用に取り組む県内事業者を紹介する新聞広告

知的財産の活用に取り組む県内事業者を対象に取材し、活用のきっかけや取組の内容などを紹介する新聞広告の原稿を制作したうえで、以下のとおり新聞紙面に掲載すること。

なお、取材・制作にあたっては①及び②に掲げる事項に留意すること。

掲 載 媒 体：佐賀新聞（さがの政治・経済面）

掲載サイズ：全5段カラー

※前回 ai データを素材として 15 段 1/3 カラー（天地 511mm/左右 124mm）から記事サイズの修正を行うこと。

掲 載 回 数：3 回

掲 載 時 期：令和 8 年 1 月 27 日（火）を含む連続 3 日

※連続 3 日での掲載が難しい場合は、令和 8 年 1 月 26 日（月）から令和 8 年 1 月 30 日（金）の期間で、令和 8 年 1 月 27 日（火）を含む 3 日

修 正 箇 所：別添資料②のとおり

①取材・撮影

- ・取材対象者は、県が選定した県内事業者 3 社とする。
- ・取材対象者及び県担当者へ取材日の日程調整を行うこと。
- ・取材日には、原稿を制作するために必要な写真素材の撮影を行うこと。
- ・県民が知的財産の創造・保護・活用について興味を持つような、読み応えのある記事になるよう、取材にあたっては、事前に県が収集・提供した情報内容を踏まえたうえで、取材対象者から情報を深掘りして聞き出すこと。
- ・取材対象者が保有する写真等を使用する場合は、県がホームページや他の広報媒体に活用する可能性も含めて取材対象者へ説明し、事前に承諾を得ること。

②昨年度からの変更点の修正

- ・「INPIT 佐賀県知財総合支援窓口」の情報を掲載する回とは別に、「佐賀県産業イノベーションセンター」の情報を掲載する回を新たに設ける。「佐賀県産業イノベーションセンター」の修正内容については、別途指示する。
- ・INPIT 佐賀県知財総合支援窓口の担当者の写真及びコメント欄は削除すること。
- ・次回の掲載日付について、県担当者と事前に調整のうえ記載すること。

(3) その他

- ・取材対象者が取材対応をするのに伴い営業を休止した場合であっても、営業補償等を行わない。

5 実施体制等

(1) 実施体制

業務の実施にあつては、県と十分協議するとともに責任者を明確にし、業務に係る県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。

外部組織、協力会社等が存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任、範囲、指揮系統を明確にすること。

(2) 打ち合わせ・報告に関する要件

受注者は、本業務委託のスケジュール等を県に示したうえで業務を実施し、県との打ち合わせ・報告等を主体的に行うこと。

6 業務終了後の提出物等

(1) 提出物

①委託業務の実施結果を記載した「業務完了報告書」 1部

【必須の記載内容】

- ・業務スケジュール
- ・業務実施状況（取材時の記録写真など業務履行を示す資料を含むこと）

②新聞広告掲載日の新聞各紙 各1部

③記事の電子データ

- ・PDF データ（アウトライン化したもの）
- ・ai データ、PDF データ（アウトライン化していないもの）

④その他

- ・本業務によって制作されたもの
- ・県が受注者と合意のうえ、成果物として提出を求めるもの

(2) 提出先

佐賀県政策部 担当 田口

E-Mail kikakuteam@pref.saga.lg.jp

7 その他留意事項

- (1) 受注者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、佐賀県に帰属し、制作者は佐賀県に対して著作権者人格権を行使しないものとする。ただし、媒体社が著作権を保有する編集タイアップや番組タイアップなどを除くものとする。
- (2) 著作権・肖像権等の処理は受注者が適切に行い、写真等を活用した情報発信の妨げとならないよう承諾を得ること。
- (3) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議のうえ、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。

- (4) 本業務の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ発注者に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承諾を得ること。
- (5) この契約にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の洩漏等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取扱いには、県の定める「情報セキュリティポリシー」を遵守すること。受注者は個人情報を取扱う際に注意すべきチェックリストを作成すること。
- (6) 本業務の実施にあたっては発注者と十分に協議し、発注者の了承を得て行うこと。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、県と受注者が協議の上、これを定めることとする。

8 委託料の支払方法

完了払い